

【ドイツ】連邦選挙法等改正—精神障害者等の選挙権と投票介助—

主幹 海外立法情報調査室 泉 眞樹子

* 2019年の連邦憲法裁判所違憲判決及び2018年連立協定に基づき、精神障害者等にも投票介助を行い、また、選挙権停止を解消する連邦選挙法等改正法が2019年7月に施行された。

1 「連邦選挙法等改正法」の制定

連邦選挙法¹は、世話制度²により自己の事務全てを世話人に任せている障害者（完全被世話人）と、刑法典³第20条（精神障害を理由とする責任無能力）に関連した刑法典第63条（精神病院における収容）の規定による命令に基づき精神病院にいる者を、選挙権から排除していた（連邦選挙法第13条）。一方で、読むことができない、又は身体障害のために自ら投票用紙に記入し、折り畳み、又は自ら投票箱に投入することができない身体障害者には、介助者を指定して、身体障害者自身の選択に基づいた投票について投票介助を受けることが認められ、介助に必要な場合、介助者が投票ブースまで同行することも許されていた（連邦選挙規則⁴第57条）。

このような障害者の選挙権の制限に関し、2018年3月の連立協定で、連立与党（CDU/CSU及びSPD）は、完全被世話人の選挙権停止の解消で同意していた。また、2019年1月29日に、連邦憲法裁判所は、完全被世話人及び犯罪行為により精神病院に収容されている障害者の選挙権停止について、ドイツ連邦共和国基本法（憲法に相当）に規定する「選挙の一般原則」（第38条第1項第1文）及び「障害による差別の禁止」（第3条第3項第2文）に違反するとして、違憲判決を下した⁵。

これらに基づき、連邦議会の連立与党議員により法案が提出され、連邦選挙法等を改正する法律⁶が同年6月27日に公布され、7月1日に施行された。同法により、完全被世話人及び犯罪行為により精神病院に収容されている障害者は、介助を受けて選挙（連邦議会選挙、欧州議会選挙等）で投票できるようになった。投票介助の対象となるのは、読むことができない、又は自分の障害のために投票ブースで投票できる状態にない者である。ただし、司法決定によって選挙権を剥奪された者、例えば国家反逆罪又は選挙違反によって有罪判決を受けた者は、今後も投票することができない。

同法は、全7条の条項法⁷で、第1条で連邦選挙法を、第2条で連邦選挙規則を、第3条で欧

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年10月9日である。

¹ Das Bundeswahlgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 23. Juli 1993 (BGBl. I S. 1288, 1594)

² 世話（Betreuung）制度とは、成年後見制度に代わって1990年に導入された制度で、自己の事務を全部又は一部処理できない障害者（身体的・知的・精神障害）が行為能力を剥奪されずに利用できる。1990年の世話法（Gesetz zur Reform des Rechts der Vormundschaft und Pflegschaft für Volljährige (Betreuungsgesetz - BtG) vom 12. September 1990 (BGBl. I S. 2002)）により民法典等が改正され、民法典の第1896条から第1981条までにおいて、「法定世話（Rechtliche Betreuung）」が規定された。

³ Das Strafgesetzbuch in der Fassung der Bekanntmachung vom 13. November 1998 (BGBl. I S. 3322)

⁴ Die Bundeswahlordnung in der Fassung der Bekanntmachung vom 19. April 2002 (BGBl. I S. 1376)

⁵ 2013年の連邦議会選挙では、連邦選挙法第13条第2項による選挙除外により、計81,220人の完全被世話人が影響を受けたとされる。BVerfG, Beschluss des Zweiten Senats vom 29. Januar 2019 - 2 BvC 62/14 -, Rn. (1-142), <http://www.bverfg.de/e/cs20190129_2bvc006214.html>

⁶ Gesetz zur Änderung des Bundeswahlgesetzes und anderer Gesetze vom 18 Juni 2019 (BGBl. I S. 834)

⁷ 条項法（Artikelgesetz）とは、複数の条（Artikel）から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律である。

州選挙法⁸を、第4条で欧州選挙規則⁹を、第5条で家庭事件及び非訟事件の手續に関する法律¹⁰を、第6条で刑法典を改正し、第7条で施行日を規定する。

2 主な立法内容

(1) 「連邦選挙法」及び「家庭事件及び非訟事件の手續に関する法律」の改正

連邦選挙法第13条（選挙権からの排除）の第2号（完全世話人の除外を規定）及び第3号（犯罪行為により精神病院に収容されている者の除外を規定）が削除され、選挙権からの排除は、判決により選挙権が剥奪された者のみとなった。

また、同法第14条（投票権の行使）には、「有権者ではなく代理人による選挙権の行使は認められない。」（第4号第2文）、「読めず、又は障害により意見の表出に支障がある有権者は、他者の介助を受けることができる。介助サービスは、有権者自らが下して表出した選挙決定を表明する際の技術的支援に限定される。不適切な影響の下で行われる介助、有権者の自己決定による意思形成若しくは決定を置換し又は変更する介助、又は、介助者に利益相反が存在する場合の介助は、容認されない。」（第5号）が加えられた。

さらに、同法第33条（選挙秘匿の確保）には、第2項として、「第14条第5項の規定によって認められる投票の際の介助については、これを妨げない。介助者は、他者の選挙介助の際に得た知見を秘密にする義務を有する。」が加えられた。

その他、同法第53条（経過規定）として、判決による選挙権停止以外は、選挙権停止に関する連邦住民登録法¹¹第3条第2項第1号a)の規定による住民登録簿への登録（データ保存）が求められない旨、規定された。同様に、家庭事件及び非訟事件の手續に関する法律第309条（特別の通知）第1項における、全事務における世話人の選定について裁判所が選挙人名簿管理官庁へ通知する旨の規定が削除された。

(2) 「連邦選挙規則」及び「刑法典」の改正

連邦選挙規則第48条（地方自治体の選挙告知）に、地方自治体選挙でも同様に介助サービスを受けられる規定等が置かれた。また、同条には、刑法典第107a条（選挙詐欺）第1項の最高5年間の懲役又は罰金に関する規定が「容認される介助の枠組において、有権者の選挙決定に反し、又は有権者の表出された選挙決定なしに投票する者」にも適用されることが記された。刑法典第107a条（選挙詐欺）の第1項にも、同様の文言が加えられた。

連邦選挙規則第57条（障害を持つ有権者による投票）においては、これまで身体障害者に限り認められていた投票介助における介助者の指定（同条第1項）について、「身体障害」が「障害」に改正され、精神障害を含む障害者全般に投票介助が認められる規定となった。

(3) 「欧州選挙法」及び「欧州選挙規則」の改正

欧州選挙法及び欧州選挙規則においても、連邦選挙法及び連邦選挙規則とほぼ同様の改正が行われた。

⁸ Das Europawahlgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 8. März 1994 (BGBl. I S. 423, 555, 852)

⁹ Die Europawahlordnung in der Fassung der Bekanntmachung vom 2. Mai 1994 (BGBl. I S. 957)

¹⁰ Das Gesetz über das Verfahren in Familiensachen und in den Angelegenheiten der freiwilligen Gerichtsbarkeit vom 17. Dezember 2008 (BGBl. I S. 2586, 2587)

¹¹ Bundesmeldegesetz vom 3. Mai 2013 (BGBl. I S. 1084)